

(別紙様式1)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 山梨県

農業委員会名： 大月市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	930
自給的農家数	866
販売農家数	64
主業農家数	2
準主業農家数	5
副業的農家数	57

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	105
女性	47
40代以下	12

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	1
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	111.0	162.0	162.0			273.0
経営耕地面積	17.0	17.0	11.0	6.0		34.0
遊休農地面積	31.3	93.1	93.1			124.4
農地台帳面積	186.0	945.5	945.5			1,131.5

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 29年 7月 19日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	14	14	1	1	1	4	7	21
認定農業者	—						0	0
女性	—						0	0
40代以下	—						0	0

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	273.0 ha	4.8 ha	1.7 %
課 題	農家の高齢化や後継者不足と鳥獣外による被害また、中山間地のため農地の集約化が難しいため農業で利益を上げることが難しい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	5.5 ha	(うち新規集積面積	0.7 ha)
	目標設定の考え方: 農地利用者となる設定農業者への積極的な働きかけ。			
活動計画	産業観光課、農林業担当と連携し、貸し付け可能な農地の掘り起こし活動を進める。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	0 経営体	0 0	1 経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0 ha	0.0 ha	2.1 ha
課 題	大月市は全面積の87%を山林が占めており、平坦で耕作を容易におこなえる農地は限られています。そのため遊休農地や荒廃農地は本市にとって重要な課題であります。また、東京に75km、甲府市に35kmの距離にあり、JRや高速道路、国道などの幹線交通網の便が良いため、多くの方が市外に仕事に出ています。このようなことから新規参入者はおらず担い手も少ないのが現状であり課題です。都心からUIターンを希望者に向け、産業観光課、農林業担当と連携し、貸し付け可能な農地の掘り起こし活動を進め新規参		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 平成29年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1.0 ha
活動計画	見込みなし		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	397.4 ha	124.4 ha	31.3 %
課 題	農業者の高齢化による担い手不足と、鳥獣被害による農業経営への影響により遊休農地の問題は大きな課題となっています。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積	3.0 ha		
	目標設定の考え方:	産業観光課農林業担当と連携し、農地中間管理機構を通じ遊休農地の最適化を図る。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		延べ126 人	9 月～ 10 月	11 月～ 12 月
	調査方法	農業委員会で農地パトロールの実施で調査。遊休農地の把握を行い軽度の遊休農地に対して農業委員会により指導を行う。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
その他	特になし			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	273.0 ha	0.22 ha
課 題	高齢化や鳥獣被害の為、駐車場用地や、資材置場に転用したり、農地に杉や桧等を植林している	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の活動計画

活動計画	4月～3月の間年2回以上行う農地パトロールの実施により、違反転用を発見しだい所有者に農地法に基づく申請を行い違反転用を指導し減少に努める。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入